

悪質な滞納者への税の徴収を強化します

納め忘れはありますか？

市税は、岡谷市の歳入の33・9%（23年度予算）を占める主要な財源です。納税者が納期限までに税金を納付していない状態を「滞納」といいます。滞納していると、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めなくてはなりません。また、納税意識のない悪質な滞納者に対しては、法律により強制的な滞納処分が執行されます。

滞納者はほんのわずかですが、毎年の累積により、市の滞納金額は7億円超に達しています（国民健康保険税を含む）。市では税の公平性を確保するため、税の徴収強化を図り、滞納処分に力を入れます。

滞納整理にも税金が使われています

滞納整理にかかる費用には、みなさんの税金が使われています。すべての税金が、納期限内に納められれば、滞納整理にかかる経費が不要となり、それをより良い暮らしのために有効利用できることとなります。ぜひ、納期限内の納税にご協力ください。

差押

地方税法では、滞納されている税金は、財産を差し押さえ、処分することにより徴収しなければならぬと定められています。「差押」とは、所有者から財産を処分する権利を奪うことを言います。差押を受けると、自分が所有する財産の処分が自由にできなくなり、逆に、市がその権利を得て、財産の売却や権利の行使また契約を解約することにより、支払われた金銭を税金に充当できます。市が実施する差押は、次のようなものです。

○給与・賞与差押

国税徴収法で規定する差押禁止額を超える給与や賞与（ボーナス）

○年金差押

公的年金で差押禁止額を超える給付額

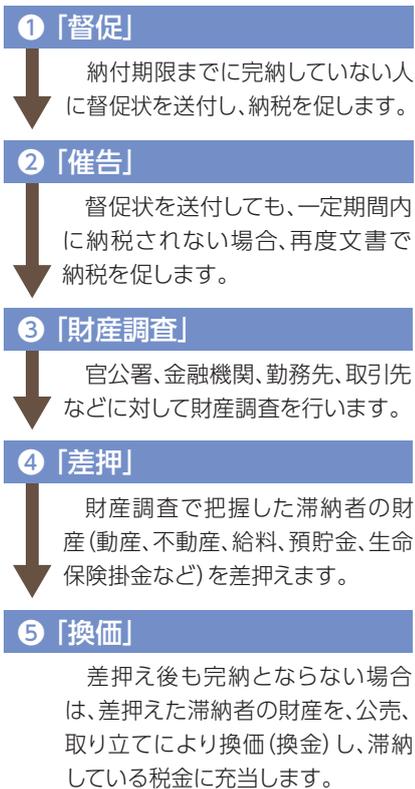
○敷金・入居保証金の差押

アパートや事務所など、賃貸契約時の敷金や入居保証金（未払いの家賃などは、明け渡し時に相殺）

○不動産差押

土地・家屋などの不動産（抵当権設定の有無にかかわらず）

滞納処分の流れ



○搜索・動産差押

自宅や事務所などから発見された金銭や有価証券、電気製品、装飾品、自動車、オートバイなど
◆差押財産はインターネット公売などにより換価して税に充てます。

納税が困難な時はご相談ください

次のような事情で、市税などを納期限までに納めることができない場合、分割での納付や、納期限の延長をすることができます。お早めにご相談ください。都合により来庁できない場合は、職員が訪問しますので、「ご連絡ください」。

- 病気やケガで働けなくなった
- 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった
- 災害や盗難で損害を受けた

問合せ ● 税務課（内線1138）

山梨学院ともまなび講座（全5回）

平成23年度 基本テーマ『ビジネスの視点から明日の地方を考える』
第5回「温州商人に学ぶビジネスモデル—人的ネットワークを中心に—」

中国の港町である温州地域を出自とし、中国だけでなく、ヨーロッパやアメリカなど世界60か国で活躍している、温州商人のビジネスモデルを紹介し、彼らがビジネスを展開するうえで欠かせない、人的ネットワークとその役割を明らかにします。さらに、そのビジネスモデルから、日本の中小企業や地域社会に活かせることを、一緒に考えたいと思います。

参加無料

講師…山梨学院大学現代ビジネス学部専任講師 張華先生

日時…11月19日（土）
午後1時30分～3時30分

場所…イルフプラザ・カルチャーセンター



● 申込み・問合せ ●

イルフプラザ・カルチャーセンター ☎24-8401

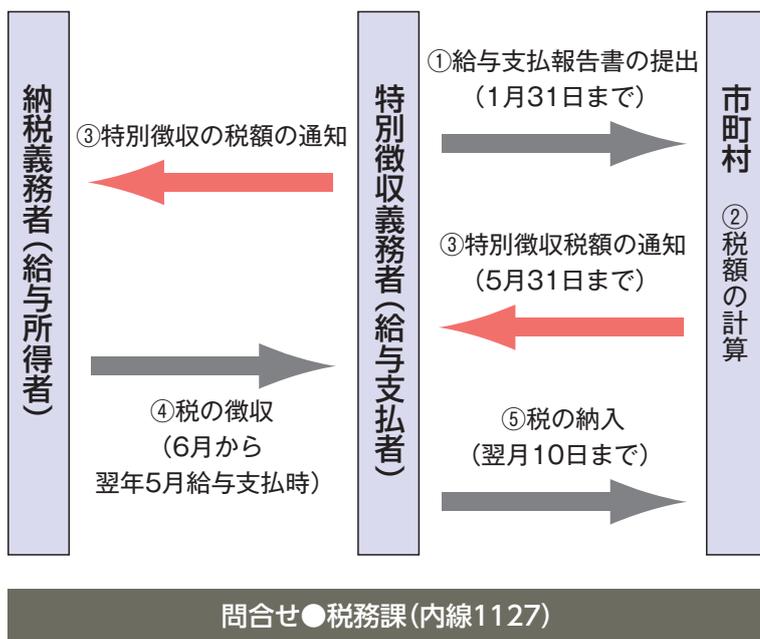
従業員の個人住民税の天引きを実施していない事業主のみなさんへのお願い

特別徴収実施について

個人住民税の特別徴収は、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引き（特別徴収）し、市町村へ納入する制度で、法定義務となっています。（地方税法第321条の4および岡谷市市税条例第44条の規定により、給与支払者は原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することとなっています。）

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。法令に基づく適正な特別徴収の実施を早期にお願いします。



「シルキーミニバス」試験運行!

地域公共交通総合連携計画により、シルキーバス利用が困難な三沢区、新倉区、東堀区の一部の地域で、新たに事前予約による試験運行を11月下旬(予定)から開始します。ワンボックスタイプ車両を導入し、これまでシルキーバスの利用が不便だった地域へ乗り入れることにより、市中心部への公共交通が便利になります。ぜひご利用ください。運行ルートや時刻など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ●商業観光課(内線1453)

湖畔若宮土地区画整理事業・都市計画道路東町線の計画変更及び湖畔若宮地区地区計画の決定に関する案の縦覧について

湖畔若宮土地区画整理事業の廃止、東町線の変更、地区計画の決定に関する(案)の縦覧

期間…11月22日(火)～12月6日(火) 午前9時～午後5時

場所…市役所3階 都市計画課

意見書…12月6日(火)までに縦覧場所へ提出してください。

問合せ●都市計画課(内線1331・1332)

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告をする場合、納付した全額が社会保険料控除の対象(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当)となります。

控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。本年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した人には、10月下旬～11月上旬に、10月1日以降に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、翌年の1月下旬に、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収

証書)を添付してください。

また、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。



問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661

明日のあなたを考えると…年金はあなたが主人公 《11月は“ねんきん月間”です》

問合せ●岡谷年金事務所 ☎23-3661
市民生活課(内線1157・1158)

老後や「もしも」のときに備えて、国民年金!

誰もが迎える老後を、安心して心豊かに暮らすための支えとなるのが、65歳から受給する老齢基礎年金(国民年金)です。
☆平成23年度の国民年金保険料は1か月15,020円です。
☆平成23年度の国民年金受給額は年額788,900円(満額の人)です。
また、加入期間中の「もしも」のとき、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡したときには、遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

電話での相談

(年金手帳または年金証書などをお手元に用意して、ダイヤルしてください)

●ねんきん定期便に対する照会

「ねんきん定期便専用ダイヤル 0570-058-555」

IP電話・PHSからは、「03-6700-1144」にお電話ください。

受付時間…月曜日～金曜日…午前9時～午後8時

毎月第2土曜日…午前9時～午後5時

●年金の手続きや受取りに関する相談など一般の年金相談

「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」

※全国どこからかけても市内通話料金でかけられます。

IP電話・PHSからは、「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間…月曜日～金曜日…午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

月曜日…午後7時まで延長(休日の場合は翌日の火曜日)

毎月第2土曜日…午前9時30分～午後4時

納付が困難な場合は「保険料の免除制度」があります

●自営業・無職の人は…「保険料免除制度」

全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

●学生の場合は…「学生納付特例制度」

夜間・定時制・通信制の学生も対象となります。

●30歳未満の人は…「若年者納付猶予制度」が利用できます。

※未納のままでは、突然の事故や病気で障害者になっても「障害基礎年金」などが受けられない場合があります。詳しくは市民生活課まで。

岡谷年金事務所の年金相談窓口

年金のことならどんなことでも、お気軽にご相談ください。

受付時間

●月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

…午前8時30分～午後5時15分

●毎週月曜日…午後7時まで

(休日の場合は翌日の火曜日)

●毎月第2土曜日…午前9時30分～午後4時

※相談の際には、年金手帳・

年金証書・印鑑などをご

持参のうえ、岡谷年金事

務所にお出かけください。



あなたの国民年金はなに?

“ねんきん月間”の今月は、あなたの人生をサポートする公的年金について考えてみましょう。国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、次の3種類に分けられます。

自営業、学生など(20歳以上60歳未満)は、「第1号被保険者」です

加入…市役所市民生活課で手続きを行います。

保険料…月額15,020円を、郵便局や銀行、またコンビニなどで納付します。保険料納付には安心確実な口座振替がおすすめです。また、保険料が割引になるお得な前納制度もあります。クレジットカードでもお支払いいただけます。

●こんなときには届け出を!

会社や役所に就職したとき	第2号被保険者になります	勤務先へ
結婚して会社員や公務員の扶養になったとき	第3号被保険者になります	夫(妻)の勤務先へ

会社員・公務員(厚生年金、共済組合に加入している人)は、

「第2号被保険者」です

加入…勤務先に届出をします。

保険料…給料から天引きされます。

●こんなときには届け出を!

退職したとき	第1号被保険者になります	市民生活課へ
転職して、別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆になったとき	第2号被保険者になります	勤務先へ
会社員や公務員と結婚し、扶養になったとき	第3号被保険者になります	夫(妻)の勤務先へ

会社員・公務員に扶養されている妻(夫)(20歳以上60歳未満)は、「第3号被保険者」です

加入…夫(妻)の勤務先に届出をします。

保険料…夫(妻)の加入している制度から負担されるので、個人で納める必要はありません。

●こんなときには届け出を!

年収が130万円以上になったとき/離婚したとき	第1号被保険者になります	市民生活課へ
会社員・公務員になったとき	第2号被保険者になります	勤務先へ
夫(妻)が会社や役所をやめたとき	第1号被保険者になります	市民生活課へ
夫(妻)が別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆になったとき	第3号被保険者になります	夫(妻)の勤務先へ

平成22年度 人事行政の 運営等の状況

市の人事行政運営等について市民のみなさんに理解していただくため、「岡谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の内用、給与、服務などについては、平成22年度の概要を公表します。(給与などについては、平成23年4月1日の状況も併せて公表します。)

1. 任免および職員数に関する状況

(1) 採用の状況(H22.4.1～H23.3.31)

職種	事務職等	保健師	保育士	栄養士	医療職	技能労務職	合計
男性	3				12		15
女性	2		3		24		29
計	5	0	3	0	36	0	44

(2) 退職の状況(H22.4.1～H23.3.31)

職種	事務職等	保健師	保育士	栄養士	医療職	技能労務職	合計
男性	12				9		21
女性	2	2	7		23	1	35
計	14	2	7	0	32	1	56

(3) 職員数の状況(各年度4月1日現在)

区分	事務職等	保健師	保育士	栄養士	医療職	技能労務職	合計
平成23年度	346	15	87	23	354	32	857
平成22年度	358	16	90	22	364	34	884
差引	△12	△1	△3	1	△10	△2	△27

2. 給与の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況《行政職給料表》(医療職を除く)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計	
標準的な職務内容	事務員・主事 技術員・技師	主任	主査	主幹	主幹	課長	部長		
H23.4.1 現在	職員数 構成比	45人 9.6%	69人 14.6%	202人 42.9%	69人 14.6%	36人 7.7%	39人 8.3%	11人 2.3%	471人 100.0%
H22.4.1 現在	職員数 構成比	48人 9.9%	76人 15.6%	198人 40.7%	64人 13.2%	45人 9.3%	44人 9.0%	11人 2.3%	486人 100.0%

平成22年度普通会計における人件費の決算額は37億3,197万6千円で、歳出決算額201億0,970万7千円の約18.6%です。なお、この人件費は市長、副市長および市議会議員などの特別職に支給される給料、報酬、手当などを含んでいます。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況

区分	一般行政職			技能・労務職		
	平均給料	平均給与	平均年齢	平均給料	平均給与	平均年齢
H23.4.1現在	320,347円	362,069円	41歳0月	345,707円	373,247円	54歳5月
H22.4.1現在	321,654円	361,607円	41歳1月	344,639円	383,695円	53歳4月

(3) 特別職の報酬等の状況

区分	月額	期末手当
給料(注1) 報酬	市長	814,500円
	副市長	684,480円
	議長	465,000円
	副議長	396,000円
	議員	353,000円
		(平成22年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 計 2.95月分

(注1) 給料月額は、岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例による減額後の額です。

(5) 職員給与費の状況(一般会計予算)

(注) 職員手当には児童手当及び退職手当を含みません。

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与 費年額(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
23年度	433人	1,617,575千円	229,807千円	577,072千円	2,424,454千円	5,599千円
22年度	434人	1,629,197千円	226,047千円	615,360千円	2,470,604千円	5,693千円

(4) 職員の初任給の状況(H22.4.1現在)

区分	初任給
大学卒	172,200円
高校卒	140,100円

(6) 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学歴	経験年数7年以上 ～10年未満	経験年数10年以上 ～15年未満	経験年数15年以上 ～20年未満
		H23.4.1 現在	246,000円	275,700円
H22.4.1 現在	238,400円	277,600円	304,300円	
H23.4.1 現在	203,600円	236,700円	276,100円	
H22.4.1 現在	204,100円	236,700円	282,900円	

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(7) 職員手当の状況

期末・勤勉手当(平成22年度支給割合)

期別	期末	勤勉
6月期	1.25月分	0.70月分
12月期	1.35月分	0.65月分
計	2.60月分	1.35月分

職務の等級による加算措置 有

時間外勤務手当(平成22年度普通会計)

支給総額	76,046千円
職員1人当たり支給月額	14,911円

特殊勤務手当

(平成22年度普通会計)

区分	全職種
職員1人当たり 支給月額	283円
代表的な 手当の名称	滞納整理事務 感染症防疫 保健福祉訪問 変死体処理 動物死骸処理

退職手当

区分	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	H23.4.1 現在	最高限度額	59.28月分
勤続25年		33.50月分	41.34月分
勤続35年		47.50月分	59.28月分
その他の 加算措置		・調整額加算措置(調整月額×60月分) ・定年前早期退職の特例措置(2%～20%)	
特別昇給		無	
H22.4.1 現在	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	その他の 加算措置	・調整額加算措置(調整月額×60月分) ・定年前早期退職の特例措置(2%～20%)	
特別昇給	無		

問合せ●総務課(内線1554)

その他の手当

区分	内容	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。	同じ
住居手当	借家または借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給されます。	同じ
通勤手当	通勤のために交通機関または交通用具等で通勤する職員に支給されます。	同じ

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況(本庁での標準的なもの)

始業時刻	終業時刻	休憩時間	閉庁日
午前 8時30分	午後 5時15分	正午～ 午後1時	土曜日および日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日～翌年1月3日まで

(2) 年次休暇の取得状況(主に一般事務職)

概要	平均取得日数	備考
1年につき20日付与 ※翌年に繰越可能 (最大20日)	5.7日	期間：H22.1.1～H22.12.31 年間を通して在職した正規 職員の平均です。

5. 研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(主に一般事務職)

区分	研修内容	受講者数
1 自主研修	公募実務研修等	26人
2 職場研修	OJT実践研修等	全職員参加
3 一般研修	新規採用職員対象研修等	600人
4 派遣研修	県への派遣研修等	102人
5 特別研修	接遇研修等	951人

(2) 勤務成績の評定の状況(医療職を除く)

評定の回数	評定基準日	被評定者数
年1回	10月1日	524人

6. 福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況(主に一般事務職)

区分	内容
市町村 共済組合事務	・保険加入、脱退手続き等 ・ドック助成 人間ドック340人・脳ドック5人
職員安全衛生事業	・定期健康診断 8項目 受診実人員 376人 ・メンタルヘルス対応 相談事業等の実施
職員互助会補助事業	・職員福利厚生事業補助金 3,334,000円

(2) 公務災害補償制度の状況

加入団体	災害件数	内容
地方公務員災害補償基金 長野県支部	9件	打撲、靭帯損傷、 針刺し等

(3) 利益の保護の状況

不利益処分に関する不服申立てに係る書類の交付件数	1件
--------------------------	----

7. その他市長が必要と認める事項

区分	人数	内容
職務に専念する義務の免除	65人	市関係団体の事務従事および兼職等
営利企業等の従事制限	50人	営利企業等の事務または業務に従事する場合等

(8) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の給料水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものです。平成22年度は、国と比較して1.8ポイント下回っています。

年度	ラスパイレス指数
平成22年度	98.2
平成21年度	98.7

4. 分限および懲戒処分の状況

分限処分		人数	内訳
職員の身分保障を前提としつつ、職責を果たすことが期待できない時に、職員の意に反する不利益な取扱いをすることをいいます。公務の能率の維持と適正な行政運営の確保を目的としています。		5人	免職0人 降任0人 降給0人 休職5人

懲戒処分		人数	内訳
公務員が一定の義務違反を行った場合に任命権者がその職員の責任を問うための制裁です。組織の規律と秩序の維持を目的としています。		1人	免職0人 停職0人 減給0人 戒告1人

8. 公平委員会の報告事項

勤務条件に関する措置の要求の状況・不利益処分に関する不服申立ての状況 ともにありませんでした。

平成23年度 定員管理の状況について

1. 「第4次定員適正化計画」の概要

問合せ●企画課
(内線1526)

●計画期間

平成21年度～23年度までの3年間

●計画の内容

ア 一般会計等(一般会計、特別会計等)の職員数

・平成21年度～23年度の間(3年間)に27人を削減

・平成18年度～27年度の間(10年間)に100人(20%)を削減

イ 公営企業会計(病院事業・水道事業・下水道事業)の職員数

・効率的な経営を行うために業務の見直しを行い、経営上必要な職員数を確保

部門	20年度	21年度	22年度	23年度	削減数
一般会計等	454	440	429	427	△27
公営企業会計	522	518	512	510	△12
合計	976	958	941	937	△39

(4月1日現在の職員定数)

●適正化の手法

- ・組織、機構改革
- ・公共施設の運営方法の見直し
- ・事務事業の進捗状況に合わせた職員配置、派遣・出向の見直し
- ・既存事業の整理による嘱託・臨時職員化、民間委託の推進

2. 「第4次定員適正化計画」の進捗状況

平成23年度は、一般会計等では3人、公営企業会計では15人の職員を削減しました。今後も適正な職員配置を推進し、効率的な業務執行に努めます。

(4月1日現在の職員定数)

部門	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度の主な増減理由
一般会計等	454	443 (△11)	443 (±0)	440 (△3)	組織改正 +2 事務事業の進捗状況等 △3 民間委託等 △2
公営企業会計	522	490 (△32)	444 (△46)	429 (△15)	病院事業の見直し等 △14 水道事業の見直し等 △1
合計	976	933 (△43)	887 (△46)	869 (△18)	